

委員会提出議案第5号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和5年9月28日 提出

提出者 教育福祉委員会委員長 森 下 幸 泰

## 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

また、教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等、諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源の安定的な確保が不可欠である。

しかしながら、1985年に国庫負担金の対象外とされた教材費等は、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担の対象拡大とその増額が極めて重要であると考えます。

三重県において、急速に進められた教育のICT化により、小中学校においては、地方財政措置により、一人一台端末が整備されたにも関わらず、端末の修繕費、家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の負担において、自治体間で格差が生じている。教育環境水準の維持向上に当たって、その格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、国庫負担による財源の確保が必要である。

また、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員のほか、学校図書館法に定められている学校司書についても、地方財政措置はあるものの、各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっている。

以上のことから、未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障するため、義務教育は、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続及び措置対象の拡充を含めた制度の更なる充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

桑名市議会

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
文部科学大臣様